



2025年5月29日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ジ ー ニ ー  
代 表 者 名 代表取締役社長 工藤 智昭  
(コード番号：6562 東証グロース)  
問 合 せ 先 上級執行役員(CFO)兼 菊川 淳  
投資戦略部部長  
(TEL. 03-5909-8177)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更について2025年6月27日開催予定の第15回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

補欠監査等委員の選任を可能とするために、現行定款第19条（取締役の選任）に補欠監査等委員の選任に関する定款規定を新設するものであります。

#### 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、以下のとおりです。

(下線は変更部分)

現行定款	
<p>第19条（取締役の選任）</p> <p>1 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第19条（取締役の選任）</p> <p>1 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p><u>4 法令又は定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p><u>5 補欠の監査等委員である取締役の選任決議の定足数及び投票は、第19条第2項及び第3項の規定を準用する。</u></p>

(新設)	<u>6 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期が満了する時までとする。</u>
(新設)	<u>7 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</u>

### 3. 日程

(1)	取締役会決議日	2025年5月29日
(2)	株主総会決議日	2025年6月27日(予定)
(3)	効力発生日	2025年6月27日(予定)

以上